

私道通行掘削承諾書

令和 3年 5月 26日

■■■■■ 殿
■■■■■ 殿

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事ならびに付随工事の件。
2. 本物件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 私から譲渡を受ける第三者に対する上記1及び2の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、現状復帰の義務を負うものとする。尚、この義務においては、貴殿所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 練馬区南田中四丁目468番15

地目 宅地

地積 176.74㎡

(私道所有者)

住所

■■■■■

氏名

■■■■■
■■■■■
■■■■■

印

■■■■■

私道通行掘削承諾書

令和 7 年 5 月 26 日

殿

殿

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管埋設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事ならびに付随工事の件。
2. 本物件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 私から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、現状復帰の義務を負うものとする。尚、この義務においては、貴殿所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 練馬区南田中四丁目 4 6 8 番 1 5

地目 宅 地

地積 1 7 6 . 7 4 m²

(私道所有者)

住 所

氏 名

私道通行掘削承諾書

令和 3 年 5 月 26 日

殿

殿

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事ならびに付随工事の件。
2. 本物件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 私から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、現状復帰の義務を負うものとする。尚、この義務においては、貴殿所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 練馬区南田中四丁目 4 6 8 番 1 5

地目 宅 地

地積 1 7 6 . 7 4 m²

(私道所有者)

住 所

氏 名

私道通行掘削承諾書

令和 3年 5月 26日

殿

殿

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

記

1. 本物件におけるガスパ管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事ならびに付随工事の件。
2. 本物件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 私から譲渡を受ける第三者に対する上記1及び2の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、現状復帰の義務を負うものとする。尚、この義務においては、貴殿所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 練馬区南田中四丁目468番15

地目 宅地

地積 176.74㎡

(私道所有者)

住所

氏名

私道通行掘削承諾書

令和 3年 5月 26日

殿

殿

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事ならびに付随工事の件。
2. 本物件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 私から譲渡を受ける第三者に対する上記1及び2の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、現状復帰の義務を負うものとする。尚、この義務においては、貴殿所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 練馬区南田中四丁目468番15

地目 宅地

地積 176.74㎡

(私道所有者)

住所

氏名

私道通行掘削承諾書

令和 3 年 5 月 26 日

殿

殿

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事ならびに付随工事の件。
2. 本物件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 私から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、現状復帰の義務を負うものとする。尚、この義務においては、貴殿所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 練馬区南田中四丁目 4 6 8 番 1 5

地目 宅 地

地積 1 7 6 . 7 4 m²

(私道所有者)

住 所

氏 名

私道通行掘削承諾書

令和 3 年 6 月 8 日

殿

殿

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事ならびに付随工事の件。
2. 本物件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 私から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、現状復帰の義務を負うものとする。尚、この義務においては、貴殿所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 練馬区南田中四丁目 4 6 8 番 1 5

地目 宅 地

地積 1 7 6 . 7 4 m²

(私道所有者)

住 所

氏 名

私道通行掘削承諾書

令和 03年 06月 05日

殿
殿

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管埋設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事ならびに付随工事の件。
2. 本物件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 私から譲渡を受ける第三者に対する上記1及び2の事項の継承。

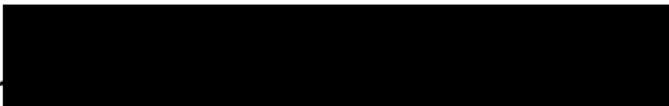
※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、現状復帰の義務を負うものとする。尚、この義務においては、貴殿所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。



私道所有地番 練馬区南田中四丁目468番15

地目 宅地

地積 176.74m²

(私道所有者)

住所 

氏名   印

道路掘削等承諾書

■■■■ (以下「甲」という。)と■■■■ (以下「乙」という。)とは、後記表示の不動産(以下「本物件」という。)に関してつぎのとおり合意した。
その証として本覚書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

第1条 甲は、甲所有の本物件につき、乙が、次の各号の工事等(以下「本工事等」という。)を行なうことを承諾するものとします。

- ① 本物件におけるガス管・上下水道管理設および引き込み工事ならびに付随工事。
- ② 本物件における無償通行および無償使用

第2条 甲は、本物件に接する乙所有の不動産を乙から譲渡される第三者が本工事等を行う場合も、これを承諾(以下「本承諾」という。)するとともに、甲は、本物件を第三者に譲渡する場合も、本承諾を当該第三者に承継させるものとします。

不動産の表示

土地： 練馬区南田中四丁目468番15

地目： 宅地

地積： 176.74㎡

以上

令和3年6月22日

甲 住所

氏名

住所

氏名

印

乙 住所

氏名